

令和2年余市町議会第1回定例会会議録（第3号）

開 議 午前10時00分
延 会 午後 1時20分

○招 集 年 月 日

令和2年3月4日（水曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和2年3月6日（金曜日） 午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長 12番 中井 寿夫
余市町議会副議長 17番 土屋 美奈子
余市町議会議員 1番 野呂 栄二
" 2番 吉田 豊
" 3番 近藤 徹哉
" 4番 藤野 博三
" 5番 内海 博一
" 6番 庄 巖龍
" 8番 白川 栄美子
" 9番 寺田 進
" 11番 茅根 英昭
" 13番 安久 莊一郎
" 14番 大物 翔
" 15番 中谷 栄利
" 16番 山本 正行
" 18番 岸本 好且

○欠 席 議 員 （1名）

余市町議会議員 10番 彫谷 吉英

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
副 町 長 細 山 俊 樹
総 務 部 長 須 貝 達 哉
総 務 課 長 増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長 阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長 小 黒 雅 文
財 政 課 長 高 橋 伸 明
税 務 課 長 紺 谷 友 之
民 生 部 長 前 坂 伸 也
福 祉 課 長 照 井 芳 明
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 芹 川 か お り
保 険 課 長 羽 生 満 広
環 境 対 策 課 長 成 田 文 明
経 済 部 長 渡 辺 郁 尚
農 林 水 産 課 長 濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長 橋 端 良 平
建 設 水 道 部 長 山 本 金 五
建 設 課 長 篠 原 道 憲
ま ち づ くり 計 画 課 長 千 葉 雅 樹
下 水 道 課 長 庄 木 淳 一
水 道 課 長 中 村 利 美
会 計 管 理 者 （ 併 ） 会 計 課 長 秋 元 直 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長 水 野 貴 司
教 育 委 員 会 教 育 長 佐 々 木 隆
教 育 部 長 上 村 友 成
学 校 教 育 課 長 高 田 幸 樹
社 会 教 育 課 長 奈 良 論

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長

中 島 豊

○事務局職員出席者

事 務 局 長 杉 本 雅 純
主 幹 枝 村 潤
書 記 小 林 宥 斗

○議 事 日 程

- 令和2年度町政執行方針
令和2年度教育行政執行方針
- 第 1 議案第 1号 令和2年度余市町一般会計予算
第 2 議案第 2号 令和2年度余市町介護保険特別会計予算
第 3 議案第 3号 令和2年度余市町国民健康保険特別会計予算
第 4 議案第 4号 令和2年度余市町後期高齢者医療特別会計予算
第 5 議案第 5号 令和2年度余市町公共下水道特別会計予算
第 6 議案第 6号 令和2年度余市町水道事業会計予算

開 議 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから令和2年余市町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、彫谷議員は入院中のため欠席の旨届出がありましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 日程に従いまして、ただいまから令和2年度町政執行方針について齊藤町長から説明されます。

齊藤町長の発言を許します。

○町長(齊藤啓輔君) 令和2年度町政執行の基本方針。

令和2年余市町議会第1回定例会において、町政執行の基本方針と重要な諸施策並びに私の所信を申し上げます。

町政の執行に当たりましては、議会議員各位を初め町民の皆様より温かいご理解とご支援をいただき、心から感謝とお礼を申し上げます。

今、地方を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の影響により、地域社会全体をいかに維持していくかが重要な課題となっています。

余市町も2040年には1万1,000人にまで人口が減少するとの推計もあり、町民が安全・安心に暮らし続けられる持続可能なまちづくりに向けた諸施策を講じていくことが求められております。

そのためには、様々な課題を余市町全体でしっかりと認識し、私たち一人一人が力を合わせ、将来を見据えた施策を推進していかなければなりません。

こうした中、昨年には「食の都よいち」プロジェクトを立ち上げ、余市町の強みである全道一の生産量を誇る果樹、新鮮な魚介類、世界に誇れるウイスキーやワインといった魅力的な食資源を積極的にPRしており、今後も引き続き余市の食の魅力を国内外に広め、観光の振興や雇用の促進、所得の向上につなげてまいります。

さらには、企業との連携や戦略推進マネジャーの採用など、来たるべき未来に向けた投資を行ってきたところであり、今後も引き続き積極的な施策を展開してまいります。

以上を踏まえ、令和2年度の町政執行に当たりましては、「1. 暮らし続けたいまちへ」、「2. 余市の魅力を確かな価値へ」、「3. 共に創るまちへ」の3本の柱を政策の基本とし、職員と一丸となって町民の負託に応え、「わくわくするよいち」を全ての人が実感できるようなまちづくりの

実現に向けて全力を尽くしてまいりますので、各位におかれましては特段のご理解を賜りたいと存じます。

1. 暮らし続けたい町へ。

町民が安全・安心に暮らせる優しいまちづくりを進めます。

生き生きと安心して暮らせるまちづくり。

社会インフラのしっかりとしたまちづくり。

災害に備えたまちづくり。

2. 余市の魅力を確かな価値へ。

余市の豊富な資源を生かし、その可能性と魅力を引き出すまちづくりを進めます。

1次産業の強みを生かしたまちづくり。

魅力的な食資源を生かしたまちづくり。

余市ブランドの価値を向上させるまちづくり。

3. 共に創る町へ。

協働の理念のもと、町民と行政が連携して歩むまちづくりを進めます。

町民と協働するまちづくり。

地域や民間などとの連携を積極的に進めるまちづくり。

効果的・効率的な行政運営を進めるまちづくり。

以上3本の柱をもとに、余市町の明るい未来に向けて、町民がわくわくするようなまちづくりを進めるため、以下の諸施策を推進します。

令和2年度の主要施策。

1. 暮らし続けたい町へ。

子育て推進に関する施策。令和元年度に策定した「第2期余市町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、ニーズに応じた乳幼児期の教育・保育を推進し、子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業など、子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

また、幼児教育・保育の無償化による保育の需要等を注視するとともに、地域全体で子育てを支え、ゆとり・安心・楽しい子育てを実現すべく、子育てがしやすい環境の整備に努めます。

母子保健対策につきましては、訪問や相談、乳幼児健診等の充実を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に努めます。

また、子供を持つ親の経済的負担と、不妊治療や不育症治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため医療助成を実施するとともに、周産期医療においては、北後志地域6市町村の連携のもと、医療体制の充実に努めます。

児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応ができるよう「余市町要保護児童対策地域協議会」構成関係機関との連携を強化し、必要な対応を図るとともに、子供が健やかに成長できる地域社会の構築に努めます。

保健に関する施策。町民が心身ともに健康で生き生きと暮らしていくためには、若い世代から健康に関心を持ち、食生活を初めとする生活習慣の改善や心のケアができるよう健康づくりを進めていく必要があります。

成人保健対策につきましては、「余市町健康づくり計画」に基づき、栄養・食生活・運動など生活習慣全般の改善を図るため、関係団体と連携し健康教室の開催や健康相談を実施します。

また、令和元年度に策定した行動計画に基づき、自殺を防ぐための正しい知識の普及に努めます。

健康診査事業につきましては、各種健康診査に係る普及啓発や受診勧奨を強化し、糖尿病を初めとする生活習慣病の重症化予防に努めます。

また、後期高齢者健康診査においては、保健事業と介護予防の一体的な実施に向けて新たにフレイル予防に着目した内容で実施します。

女性特有の乳がん検診や子宮頸がん検診につきましては、一定年齢の方々を対象とする検診料無料化を引き続き実施します。

予防対策につきましては、感染症の拡大防止を図るため、定期予防接種対象者への勧奨とインフルエンザなどのワクチン接種に係る助成を実施します。

地域福祉に関する施策。地域福祉につきましては、令和元年度に設置した、福祉・保険に関するワンストップ窓口の特性を生かした住民サービスの向上に努めます。

また、少子高齢化・核家族化の進展により、家族機能や共に支え合う地域機能の維持に向け共助の再構築に努めるとともに、地域福祉の中核を担う社会福祉協議会への支援を行います。

人生100年時代が到来する中、高齢者の経験や知恵は地域にとっての財産です。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営み、安心して暮らすことができるよう、ボランティア等の地域資源を有効かつ効果的に活用します。

単身高齢者や認知症高齢者への支援につきましては、「第7期余市町高齢者保健福祉計画・余市町介護保険事業計画」に基づき、地域の包括的な支援・サービスを提供する地域包括ケアシステムの充実に努めます。

要支援者につきましては、民生委員の協力のもと継続した情報更新に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、地域ぐるみできめ細やかな見守り活動や緊急時の速やかな支援体制の構築に努めます。

また、権利の擁護や社会問題となっている虐待の防止についても継続して取り組みます。

障害者福祉に関する施策。障害のある人もない人も、互いに支え合い地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」を基本理念とした「第5期余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び第1期余市町障がい児福祉計画」に基づき、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活を送ることができる社会や、やりがいを感じながら、地域でその能力を発揮できるような障害福祉施策の実現を目指すとともに、発達の遅れや障害のある子供に対するサービス提供体制の充実と、北後志母子通園センターを中核

とする児童発達支援センター機能の拡充に努めます。

交通安全に関する施策。交通安全対策につきましては、「高齢者事故防止」、「飲酒運転根絶」、「スピードダウン」、「シートベルト全席着用」、「自転車安全利用」、「居眠り運転防止」、「デイ・ライト」に加え、令和元年12月1日施行の道路交通法改正により罰則が強化された「ながら運転の根絶」を重点目標とし、交通安全指導員による交通指導を初め、町民への啓発などを積極的に実施し、一人一人の交通安全意識を高めるとともに、関係機関と連携を図りながら、交通事故防止に努めます。

消費者保護に関する施策。生活環境が複雑化する現代社会において、巧妙な悪質商法や特殊詐欺などによるトラブルに巻き込まれるケースも多く、年齢に関係なく幅広い消費者保護に関する取組が重要となっています。

このため、消費者被害の未然防止や、消費生活相談の窓口である北後志6市町村で開設している「小樽・北しりべし消費者センター」の活用について、広く町民へ周知を図り、安全・安心な暮らしの確保に努めます。

国民年金に関する施策。国民年金事業につきましては、年金に関する各種届出や保険料の免除・猶予申請、受給請求などの手続について適切に対応するとともに各種年金制度の周知、相談業務を実施します。

環境に関する施策。環境対策につきましては、余市川流域及び町内河川の水質調査や悪臭、騒音などの各種調査・測定を引き続き実施し、地域の環境保全に努めるとともに、地球温暖化対策として、区会防犯灯のLED化促進に向け、更新などに係る工事費や街灯料に対する助成など、温室効果ガスの削減に向けた取組を進めます。

町営斎場につきましては、早期供用開始に向けた取組を進めます。

一般廃棄物処理に関する施策。一般廃棄物の処理対策につきましては、分別方法等の周知を徹底し、町民の協力のもと、ごみ減量化と資源のリサイクルを促進するとともに、自らごみステーションまで搬出することが困難な高齢者等に対する支援として、安否確認にもつながる「ふれあい収集」を継続します。

また、公共下水道が整備されていない地域を対象とした、合併処理浄化槽設置に対する助成を引き続き実施します。

労働に関する施策。労働対策につきましては、労働者の就労対策や事業者に対する雇用支援のほか、働き方改革等に伴う新たな制度の周知などに努めるとともに、労働環境の改善、雇用の場の確保等に係る中小企業者等の取組に対し、関係機関とも連携を図りながら支援に努めます。

また、季節労働者の通年雇用の促進を図るため、通年雇用促進支援事業を推進します。

教育・文化芸術活動とスポーツの振興に関する施策。急速に進む人口減少や少子高齢化、国際化の進展、情報通信技術の発達などが社会の様々な領域に変化をもたらす中、本町の未来を担う人材を育てるとともに生きがいとゆとりある人生を過ごすための生涯学習への取組は重要な政策です。

学校教育につきましては、子供たちが基礎・基本となる知識や技能をしっかりと身につけるとともに、個性や能力を伸ばし、社会で生きる力を養い、豊かな心、健やかな体を育むことができるよう教育課程に基づいた組織的・継続的な教育活動を推進します。

学校施設につきましては、子供たちが安全・安心に学ぶことができる教育環境の充実を図るとともに適切な維持管理に努めます。

社会教育につきましては、豊かで潤いのある生活に資する学習機会の提供に努め、その成果を生かすことのできる生涯学習環境の構築を図ります。

文化財につきましては、文化財施設の適切な保存と管理を図りながら、歴史資料を収集・展示することで、貴重な郷土資料による歴史や伝統文化の継承に努めます。

スポーツの振興につきましては、町民が健康で充実した生活を送るために、日常的に気軽にスポーツに親しむ環境づくりを進めるとともに、スポーツ関係団体と連携した各種大会を実施することで、町民の体力向上と健康増進に努めます。

道路に関する施策。国道229号の電線共同溝工事の事業促進について関係機関に要望します。

町道につきましては、橋梁の「長寿命化修繕計画」に基づく補修事業や道路ストック総点検調査事業による補修工事を実施するとともに、計画的な舗装と側溝の整備を進め、さらには大雨の際の緊急対策として、町道大浜中登線に新たに排水ポンプ投入口を設けるなど安全・安心で円滑な通行の確保に努めます。

冬期間における道路維持につきましては、地域の方々の理解と協力をいただきながら、「余市町冬を快適に過ごす条例」の趣旨に沿った効果的な除排雪に努めるとともに、除排雪車両機械の計画的な更新を図り、即応体制の確立と機動力の向上に努めます。流融雪溝につきましては、関係機関・団体との連携により万全な維持管理に努めます。

また、後志自動車道小樽ジャンクションのフル化の早期完成や、町道黒川町中通り2号線などの道道昇格による整備を強く要望するとともに、国道5号倶知安余市道路の開通を見据えた市街地道路網の整備について広く関係機関と協議、検討を進めます。

河川に関する施策。余市川につきましては、河川の環境保全を、ヌッチ川やフゴッペ川などの治水対策につきましては、自然環境に配慮した事業の計画的推進を引き続き関係機関に要望します。

町管理河川につきましては、河川愛護組合を初め、地域の方々の協力をいただきながら、治水対

策や維持保全に努めます。

港湾・海岸保全に関する施策。余市港湾につきましては、港湾利用者と協議しながら、維持保全に努めます。

海岸保全事業につきましては、大川地区の越波対策として海岸護岸補強工事の早期完成を要望するとともに、栄町地区の越波、侵食対策についても関係機関に要望します。

公園事業に関する施策。都市公園につきましては、町民が安心して利用できるよう、施設の維持管理、安全対策、環境整備に努め、地域の方々の触れ合いの場、憩いの場として、利用促進を図ります。

また、老朽化が進んでいる遊具の更新を図るとともに、公園施設の劣化や破損状況の点検・確認を行い、公園利用者の安全・安心の確保に努めます。

公営住宅に関する施策。公営住宅につきましては、令和元年度に見直しを行った「余市町公営住宅等長寿命化計画」の実施方針に基づき、適切な維持管理に努めるとともに、継続して実施している山田団地浄化槽設置に伴う水洗化工事を初めとした改善工事や維持修繕を行い、快適な住環境の整備に向けた取組を進めます。

住宅関連に関する施策。本町への移住・定住を目的とした土地・住宅の取得に対する支援制度により、移住促進に一定の成果が見られたことから、引き続き支援制度を継続するとともに、宅地取引の拡大と住宅建設の増加による町内経済の活性化や町内定住化に努めます。

また、空家住宅除却費補助制度により、不良空き家住宅の除却が促進された実績を踏まえ、引き続き補助制度を継続し、良好な住環境の形成に努めます。

まほろばの郷地区に関する施策。まほろばの郷地区につきましては、土地区画整理事業により整備された区域内における宅地の販売促進に向けた

支援に努めるとともに、良好な市街地形成の先導的な役割を果たすエリアとして、既存ストックを生かした地域づくりを進めます。

地域公共交通の活性化と再生に関する施策。人口減少、少子高齢化の進展により、輸送人員の減少や運転手不足が問題となっており、公共交通事業を取り巻く環境は厳しさを増し、いわゆる交通弱者の方々への交通手段の確保は重要な課題となっています。

本町では、令和元年度に策定した「余市町地域公共交通網形成計画」に基づき、地域に合った効果的・効率的な地域公共交通の確立に向け、持続可能な公共交通網の在り方について検討します。

防災に関する施策。近年の異常気象が、各地に甚大な被害をもたらしている状況にあることから、災害対策基本法等の法令改正や国の防災基本計画などの見直しを踏まえ、関係機関と密接な連携を図りながら、「余市町地域防災計画（本編）」の見直しと防災対策の整備を引き続き進めます。

災害時における情報伝達手段の確保につきましては、地理的条件など、本町に適した手段の検討を継続するとともに、無線システムの効果的で効率的な整備に向けた、比較検討を行います。

また、避難所における備品など防災資機材の整備を計画的に進めるとともに、土砂災害対策につきましては、北海道と連携して土砂災害警戒区域などの指定と避難体制の整備を進めます。

原子力防災につきましては、福島第一原子力発電所事故の対応や原子力災害の特殊性を踏まえ、国や北海道の防災計画と「余市町地域防災計画（原子力災害対策編）」の整合性を図りながら、北海道や関係市町村と連携し、必要となる防災対策の整備に引き続き取り組みます。

災害の被害を最小限にとどめるためには、日頃からの災害に対する備えが大切であることから、防災学習会などを通して区会や学校など地域との連携を図るとともに、防災に関する知識の普及啓

発を行い、地域における防災力の強化に努めます。

2. 余市の魅力を確かな価値へ。

農業に関する施策。強い農業を支える各種施策の展開が重要であることから、余市町農業振興協議会を初めとする関係会議における協議を重ねながら、農業の振興を図ります。

果樹につきましては、「余市町果樹産地構造改革計画」に基づき、リンゴ・ブドウ・桜桃などの優良品種への転換や圃場整備を行い、より一層の安定生産を進めます。

特に、本町の果樹栽培の歴史を築いてきた「りんご」栽培の振興を進めるとともに、「生食用ぶどう」栽培については、本州での流通を見据え、有望品種の普及に向けた取組を支援します。

さらに、急速に栽培面積が増えている「醸造用ぶどう」栽培の振興と、本町で栽培されたブドウを原料とした「ワイン」のブランド化に向けた取組を進めます。

野菜につきましては、ハウス栽培による高品質で収益性の高い農作物の安定生産を図るため、栽培施設の資材導入などへの支援を行うとともに、栽培技術の確立と販路拡大などに向けた流通対策の推進に努めます。

安全・安心な農産物の生産につきましては、GAP認証に関する研究を進め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持・増進させ、環境との調和に配慮した安全・安心で品質の高い農産物の安定生産を進める農業の確立を目指します。

優良農地の確保と保全につきましては、農地保有合理化事業などを活用し、効率的な農用地の利用促進に努めます。

また、新規就農者の募集や支援を行うため、関係機関で組織する「新規就農活動支援センター」による取組を進めるとともに、農業次世代人材投資事業などを活用し、新規就農者の育成に努めます。

農村活性化センターにつきましては、農業学校や各種講座・サークル活動の充実を図るとともに、果樹を利用した体験学習などを通じた都市と農村の交流を進めます。

また、6次産業化に向けた取組の場として、町内農業者による農産物の加工など、施設の有効活用を図ります。

市民農園につきましては、利用者に対する栽培技術講習会の開催や利用しやすい農園を目指した環境づくりに努め、利用者の拡大を図り、施設の有効活用と適正な維持管理に努めます。

園芸試験場につきましては、研究圃場としての機能向上を図るため、農業者や研究機関の意見を適切に反映させ、新品種の適応試験や栽培技術の研究などの利活用を推進するとともに、各種委託試験の栽培管理を行うなど、有効な調査研究に努めます。

有害鳥獣対策につきましては、北海道猟友会余市支部の協力を得て、カラス・ヒグマ・エゾシカ・キツネの捕獲・駆除を実施するとともに、特定外来生物に指定されているアライグマの駆除についても引き続き実施します。

また、耕作地への有害鳥獣侵入を防止するための電気柵の設置及びアライグマの駆除を目的とした箱わなの購入など、生産者自らが行う自己防衛対策を支援します。

林業に関する施策。林業につきましては、国からの森林環境譲与税の有効活用を図るとともに、「余市町森林整備計画」に基づき森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されるよう、民有林においては森林整備地域活動支援事業や未来につなぐ森づくり推進事業を継続的に実施し、適切な森林施業の推進と管理に努めます。

また、町有林においては、豊丘水源涵養保安林などの保全と機能の回復を図るため、間伐などの保育事業や野そ駆除事業を計画的に実施し、継続的な町有林の適正管理・森林機能の維持保全に努

めます。

漁業・水産加工業に関する施策。漁業の振興につきましては、浅海増殖事業、淡水増殖事業とともに、将来的な養殖事業の定着化に向け、二枚貝の養殖試験を支援し、水産業の収益性向上と、資源の持続的な利用の確保に向けた取組の強化を図ります。

磯焼け対策につきましては、余市町沿岸漁場再生活動組織における食害生物の除去やモニタリングを継続するとともに、北海道や中央水産試験場を初めとした関係機関との連携を密にし、より有効な対策の取組に努めます。

トド被害防止対策につきましては、「余市町鳥獣被害防止計画」に基づき、余市郡漁業協同組合が実施する被害防止対策への継続的な支援に努めるとともに、さらなる有効対策の実施を国及び北海道に対して強く要請します。

水産加工業の振興につきましては、各種イベントなどを通して水産加工品のPRに努め、消費拡大とブランド力向上を目指すとともに、多様化する消費者ニーズの把握に努め、関係機関・団体などと情報の共有を図り、商品開発の推進を支援します。

余市フィッシャリーナにつきましては、関係機関と連携し海難事故の防止に努めるとともに、漁業者との十分な調整を図り、利用者へ安全な海洋レクリエーションの提供に努めます。

6次産業化に関する施策。6次産業化の推進につきましては、「地元農水産物を活かした加工・販売・流通の一体的つながりによる産業振興」を目指し、関係団体と連携した取組を進めます。

また、「余市」という地域ブランドを確立するため、農水産物加工品のPR強化に努めます。

ワインに関する取組につきましては、ワインの基礎知識の普及を図り、ワインへの興味、関心を高め、余市産ブドウを原料としたワインとワイン産地としての本町の魅力をPRし、ワイン産業の

ブランド力向上に努めます。

また、ワイン特区やビンヤード景観、道内最大の生産量を誇るワインブドウ産地という優位性を生かしたワインツーリズムやPR活動を広域連携で進め、観光振興を含めた6次産業化の推進を図ります。

商工業に関する施策。商工業の振興につきましては、余市町中小企業振興条例に基づく融資及び保証料助成などの中小企業者等への支援とともに、余市商工会議所や中小企業相談所への助成措置も継続し中小企業者等の経営基盤安定化に努めます。

また、国の各種支援施策とも連携しながら、設備投資、商品開発、販路拡大、創業支援等を促進し、地域経済の活性化に努めます。

商店街の活性化対策につきましては、空き店舗などを活用した起業支援や既存店舗の改修支援など、余市商工会議所や余市町商店街連合会と連携しながら各種支援を行い、商店街活性化に努めます。

観光に関する施策。観光振興につきましては、積極的な観光客誘致と観光産業による地域経済の活性化に向けた取組を一般社団法人余市観光協会と連携して進めます。

また、本町の自然や産業などの様々な観光資源を活用した体験型観光の拡充と定着化を図り、交流人口の増加に取り組むとともに、民泊などを活用した滞在型観光の推進や観光入り込み数が減少する冬期間の観光推進に向けた取組を継続して展開し、年間を通じて魅力ある観光地づくりに努めます。

北海道ブランドを背景に増加する訪日外国人旅行者に対しては、本町の食や自然などの魅力を発信し、積極的な観光プロモーションに取り組みます。

後志自動車道の開通から1年が経過し、後志のゲートウエーとして、今後も様々な開通効果が期

待される所であり、北後志圏域町村との連携を強化し、ドライブ観光客の誘致と町内における観光消費拡大を推進します。

道の駅につきましては、再編整備に向けた検討を進め、広域観光や産業振興の拠点となる魅力的な道の駅の整備に取り組みます。

観光物産センターにつきましては、指定管理者と連携し、展示販売方法の充実に努めながら、地場製品のPRと観光情報の提供に努めます。

農道離着陸場につきましては、ドクターヘリ等による傷病者の緊急搬送、国や北海道の防災訓練等、公益性の高い利用を促進するとともに、スカイスポーツ等の体験型観光やイベントなどの多面的利用につきましても、より一層の利用促進を図ります。

ふるさと応援寄附に関する施策。余市町のまちづくりを応援して下さる方々に、より興味と親近感を持っていただけるよう、本町ならではの特産品や体験プログラム等の返礼品の充実に努めるとともに、町内経済の活性化にもつなげていきます。

地域おこし協力隊に関する施策。余市町の地域おこし活動を促進するため、自らの能力ややる気で本町の発展に貢献したいとの思いのある都市部の人材を、地域おこし協力隊員として採用し、観光などの分野で活用します。

地方創生に関する施策。人口減少による地域経済の縮小や地域社会の存続が危ぶまれる中、「第2期余市町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく各種施策を推進し、本町の強みを生かした産業振興や人の流れの創出を図り、人口減少の抑制に努めます。

宇宙記念館に関する施策。余市宇宙記念館につきましては、宇宙開発や天体、自然、地球環境などの学習の場として、展示資料や映像資料の展示方法などの改善工夫はもとより、児童生徒を対象にした「おもしろ宇宙教室」など実験、体験なども取り入れた各種講座や教室を実施するとともに

に、独自の企画による特別展を開催し、特色ある事業展開に努めます。

また、一般観覧期間の終了後は、貸し館による施設、設備の有効活用を積極的に推進します。

運営に当たっては、余市町宇宙記念館利用促進懇談会を通して、町民や教育関係者の意見や要望を伺いながらの運営に努めます。

3. 共に創る町へ。

町民と行政の連携に関する施策。町民との対話の仕組みを確立し、区会や余市町民自治推進委員会などを通じ、町民と行政が連携して歩むまちづくりに努めます。

区会や各種ボランティア団体の自主的な活動は、「第4次余市町総合計画」の基本目標の一つであり、「町民と行政が連携して歩むまち」の実現にはなくてはならない大きな「力」として、町民の自主的な活動がさらに活発に展開されるよう、社会福祉協議会とも連携しながら各団体と組織の支援や活動の場の提供に努めます。

また、町職員が地域と行政のパイプ役となる「地域連絡員制度」を活用し、町民と行政が共に協力し合う地域づくりを推進します。

情報の共有に関する施策。町民参加のまちづくりを推進していく上で、情報公開と情報共有は、大変重要です。

情報の発信では、広報よいちの紙面の充実に努めるとともに、ホームページにより、分かりやすい情報の発信に努め、行政の透明性を高めます。

また、町政への意見・要望の募集やホームページ内のお問い合わせメール等により、町民の声を聞くとともに、区会を通じた懇談会や各種説明会において、町民との意見交換を図りながら、情報公開の推進、情報の共有に努めます。

効果的な広域行政の推進に関する施策。広域行政の推進につきましては、後志自動車道が開通し、広域行政への波及効果も見込まれる中、今後も広域交通体系の整備について、小樽・余市間国道の

改修に関する事業の推進や国道5号俱知安余市道路の早期完成、さらには鉄道路線の存続など、関係市町村などと十分協議・連携を図りながら、関係機関に対する積極的な要請活動を推進します。

また、後志総合開発期成会などを通して、広域的な課題解決の取組を進めるとともに、北しりべし定住自立圏における市町村間の広域連携や一部事務組合、広域連合などについても効果的・効率的な広域行政を進めます。

地域間交流に関する施策。地域間交流につきましては、親善交流都市である福島県会津若松市との歴史的つながりや地域間の交流事業を浸透させるための取組により、両市町の友好関係の充実を図ります。また、令和3年度に会津藩士入植150周年を迎えるに当たり機運を高めるべく、青少年の両市町の歴史学習を通じ郷土への理解を深めます。

また、交流都市である奈良県五條市との交流につきましては、農業実習生受入れや経済交流などの交流事業を進めます。

行財政に関する施策。国等の補助制度の積極的な活用を図り、新たな歳入獲得に向けた取組の強化に努めます。

本町における歳入につきましては、地方交付税や国庫支出金など約7割が依存財源で占める脆弱な財政構造となっており、また、財政運営の弾力性を示す経常収支比率も非常に高く硬直化している状況です。

地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くことが見込まれますが、限られた財源の効率的な配分を図るとともに将来への備えを考慮しながら、今後も引き続き持続可能な財政基盤の確立を念頭に、財政健全化に努めます。

このような財政状況において、重要な自主財源である町税につきましては、適正な申告指導や課税客体の把握を行い、公平・公正な課税に努めるとともに、クレジット納付や口座振替納税による

収納率の向上、納期内納付の定着化を推進します。

新たな納付環境の整備として昨年度より開始したコンビニ納付について、その円滑な運用を図りながら対象税目を拡大し、利便性の向上と確実な財源の確保に努めます。

また、税負担の公平性を確保するため、個別案件の整理・分析に努め、適正な滞納整理を実施するとともに、税外収入についても、町税同様コンビニ納付を開始する等、収納率向上に努めます。

財政状況については、広報よいちやホームページを活用し、分かりやすい情報の提供に努めます。

職員の資質向上に関する施策。職員は、自治体職員であることを常に自覚し、町民の視点に立ち、公正な立場で誠実に職務を遂行するとともに、コンプライアンスに対する意識向上や自己研さんを図るため、各種研修機会の充実、自己申告制度、人事交流、人事評価制度などによる職員の意識改革に積極的に取り組み、組織の活性化と職員の資質向上に努めます。

特別会計。

1. 介護保険特別会計。

介護保険制度につきましては、「第7期余市町高齢者保健福祉計画・余市町介護保険事業計画」に基づき事業運営を行っています。

介護を必要とする方やその家族が安心して暮らすことができるよう、自立生活の支援を基本とした効果的・効率的な介護サービスの提供や財源の安定確保を図るなど介護保険事業の円滑な運営に努めます。

また、地域支援事業については、地域包括支援センターや在宅介護支援センターと連携し包括的支援事業を実施することで、地域における支え合い体制の構築や介護予防・日常生活支援総合事業の実施、さらには、介護支援ボランティアポイント事業を初め、「地域まるごと元気アッププログラム」や「ふまねっと教室」等の介護予防教室の充実を図るなど、総合的な介護予防施策の実施に

努めるとともに、国の「新オレンジプラン」に基づき、認知症初期集中支援チームによる認知症の早期診断や早期対応など、認知症の方や介護する家族などを地域で支えるための各種施策を推進します。

2. 国民健康保険特別会計。

国民健康保険制度につきましては、財政運営の責任主体である北海道と市町村が一体となって運営を行っています。

近年、被保険者の高齢化に伴い医療費が増加傾向になるなど、依然として厳しい運営状況となっていますが、北海道と連携を図りながら国民健康保険事業の健全な運営に努めるとともに、引き続き、医療費の適正化と国民健康保険税を初めとする各種財源の確保に努めます。

3. 後期高齢者医療特別会計。

後期高齢者医療制度につきましては、北海道内の全市町村で構成する北海道後期高齢者医療広域連合により運営されていますが、市町村が行う事務の円滑な実施と適正な執行に努めます。

4. 公共下水道特別会計。

下水道は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、合わせて公共用水域の水質の保全に資することを目的として事業の推進を図っています。

令和2年度の主な事業としましては、富沢地区、港地区の管渠建設工事、さらには、下水処理場につきましては、「ストックマネジメント計画」に基づき、計測設備の更新工事を実施するとともに、下水処理場を初め各施設の適正な維持管理に努めます。

また、余市町公共下水道事業計画における全体計画の見直しと事業計画の変更、さらには、し尿・浄化槽汚泥を下水処理場にて受入れ及び処理するための実施設計（基本）業務を実施します。

今後におきましても、快適な生活環境の確保と水環境の保全を図り、さらには水洗化率向上に向

け未接続の方々に対する公共下水道事業の普及啓発により水洗化の普及促進に努め、自主財源の適正な確保と経営の効率化、安定化を図るとともに、近隣町村との広域化・共同化を図り、下水処理場の有効利用に努めます。

企業会計。

水道事業会計。

水道は町民の日常生活を維持し、経済活動を支える重要なライフラインであり、安全・安心な水を常に安定的に供給することを基本責務として事業の推進を図っています。

令和2年度の主な事業としましては、昨年引き続き震災時に重要な給水施設となる避難所や病院などへの配水管路の耐震化を進めるほか、水道法改正に伴う水道施設台帳の整備を進め、水道施設の強化を図ります。

一方、水道事業の経営状況につきましては、人口減少に伴う料金収入の減少により厳しい見込みとなりますが、さらなる経費削減を図り、経営の効率化に努めます。

今後とも水道事業の基本責務を踏まえ、安全・安心で信頼を未来につなぐ水道事業の運営に努めます。

結び。以上、令和2年度における町政執行の基本的な考えと、その政策の概要を申し上げます。

余市町の将来をしっかりと見据え、その可能性を引き出し、全ての人が「わくわくするよいち」を実感できるようなまちづくりを目指し、職員と一丸となって町政運営に取り組んでまいります。

議会議員各位並びに町民皆様の特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 町長の町政執行方針の説明が終わりました。

○議長（中井寿夫君） 続きまして、令和2年度教育行政執行方針について佐々木教育長から説明されます。

佐々木教育長の発言を許します。

○教育長（佐々木 隆君） 令和2年度教育行政執行方針。

I、初めに。

令和2年第1回定例会の開会に当たり、余市町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、人口減少や少子高齢化が急速に進む中、国際化の進展、情報技術の発達など、社会構造が大きく変化しており、地域の発展を支える人材を育成することが、教育の重要な役割です。

教育の根幹は、「人づくり」であり、本町の未来を担う人材を育て、新しい時代を切り開く基盤です。一人一人が地域社会の一員として、ふるさとへの愛着と誇りを持ち、自らの知恵と行動力を発揮して、生きがいのある人生を過ごしながらか、心豊かに互いに支え合うことが重要です。

II、基本方針。

学校教育では、子供たちに基礎・基本となる知識や技能をしっかりと身につけさせるとともに、個性や能力を最大限伸ばし、社会で生きる力を養い、豊かな心、健やかな体を育むことができるよう教育活動の充実に努めます。

また、学校・家庭・地域が連携・協力しながら、様々な課題の解決に当たり、社会全体で子供たちを守り育む環境づくりに努め、子供たちの確かな成長をもたらす教育を推進します。

社会教育では、「第6次社会教育中期計画」に基づき、各世代間における学習機会の推進を図り、社会教育施設の機能を十分に発揮することにより、多様な学習機会の提供に努め、社会貢献へつながる人づくり、地域づくりに努めます。

以下、余市町教育委員会として、7つの重点目標を掲げ、教育行政の充実と発展に取り組みます。

III、重点目標。

1. 生きる力、学ぶ意欲を育む学習指導の充実。
社会が大きく変化していく中で、子供たちが自

立し、たくましく生きていくために必要な力身につけるためには、基礎的・基本的な知識や技能の習得と、それらを活用して課題を解決するための確かな力を育むことが極めて重要です。

児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、課題の検証を行い、子供たちの学習意欲を高めるよう授業改善を行うとともに、きめ細かな指導や支援の充実に努めます。

また、学校と家庭が互いに連携しながら、望ましい生活習慣と学習習慣の定着に取り組みます。

学校生活や学習上において「困り感をもった児童生徒」さらには、「通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒」に対し、引き続き、学習支援員等を配置し、個に応じたきめ細かな教育活動に努めます。

特別支援教育につきましては、教職員全体の共通理解のもと各学校の特別支援教育コーディネーターを中心に関係機関と連携を図りながら、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と支援の充実に努めます。

外国語教育では、引き続き、外国語指導助手を各小中学校に配置し、「生きた英語」による児童生徒のコミュニケーション能力と国際感覚の養成に努めます。

I C T教育につきましては、I C T機器を活用した課題解決力を育成するとともに、児童生徒の主体的な学習活動や、学習意欲、思考力、判断力などの育成に向け機器の充実に努めます。

学校評議員会や学校評価制度の活用を図り、学校だよりや教育活動の地域公開などを通して、保護者や地域住民への情報提供を行うとともに、地域に根差した教育活動の充実に向け学校運営協議会制度の確立に努めます。

また、教育の連続性を重視し、小中学校の連携強化に努めます。

教育の質を確保する観点から、教職員が児童生徒一人一人に向き合う時間をより多く確保する体

制の整備に努めます。

さらには、教職員の各種研修会への参加を促進し、学校組織の活性化と教職員の実践的指導力の向上に努めます。

2. 思いやりと自ら律する心を大切にする生徒指導の充実。

本町の未来を担う子供たちが、自らの存在感と将来に対する夢や目標を持ち、心身ともに健康で豊かな生活を送るための望ましい生活習慣や社会性を身につけることが必要です。

また、お互いを尊重し、共に支え合う思いやりの心や倫理観と規範意識を持ち、自分の生き方を主体的に考えることができる力を育成することが重要です。

生徒指導につきましては、児童生徒との信頼関係が最も大切であり、心が通い合う人間関係を構築し、児童生徒が自信や誇りを持ち、自ら考え行動する力の育成に努めます。

不登校の問題につきましては、早期にその実態や要因を的確に捉え、児童生徒の抱える問題を解決するため、引き続き、スクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携した支援に努めます。

また、不登校児童生徒に対する教育に対応するため、引き続き、適応指導教室を開設し、児童生徒の学校復帰に向けた支援を行います。

いじめの問題につきましては、余市町子どものいじめ防止条例に基づき、子供たちが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに取り組みます。

また、いじめを絶対に許さない環境づくりを学校運営の根幹に位置づけ、「いじめの実態調査アンケート」等の結果を活用するとともに、保護者との連携強化を図り、いじめの早期発見と早期解決に向けて取り組みます。

体罰の問題につきましては、児童生徒への教職員による体罰や体罰と感じさせるような不適切な

指導が行われないよう教職員の意識改革に努めます。

3. 生命を尊ぶ心を大切にする健康・安全教育と教育環境の整備充実。

子供たちが心身ともに健やかに成長するためには、自分の生き方を主体的に考えることができる力を育成するとともに、命の尊さを自覚し、思いやりの心を培いながら、心身を鍛え、健康で安全な生活を送るための資質を育むことが大切です。

非行防止や犯罪被害に遭わないために学校における「危険回避に関する教育など防犯教室の開催や防犯訓練の実施」、「性や薬物乱用防止に関する指導」、「インターネットの利用に関する情報モラル教育」の充実を図るとともに、保護者や地域住民への情報提供や啓発活動を行い、学校と家庭・地域の連携強化を図ります。

交通安全につきましては、安全マップを活用した意識啓発や交通ルール等の指導を徹底し、関係機関と緊密な連携を図り、通学路における児童生徒の安全確保に努めます。

学校施設につきましては、児童生徒が安全安心に学ぶことができる教育環境の充実を図るとともに、引き続き、適切な維持管理に努めます。

学校保健では、児童生徒の健康診断を引き続き実施するとともに、児童の歯の健康づくりのため、本年度も継続して小学校においてフッ化物洗口を実施します。

学校給食につきましては、学校給食調理場の衛生管理を徹底し、安全で安心な給食の提供に努めます。

また、学校給食に生きた教材として地場産品を活用することにより、地産地消の推進と子供たちが食の重要性に関する理解を深め、食育を通じた望ましい食習慣を養うための指導に努めます。

学校図書館につきましては、図書の実と併せ、ボランティアによる読み聞かせの支援と余市町図書館との連携により、学校の要望に沿った図書の

貸出しや出前図書館の活用を図ります。

教材教具につきましては、小学校のプログラミング教育のほか、教育課程において必要となる教材備品の計画的な整備に努めます。

教育支援の一環として、教育に係る経済的支援を継続し、均等な教育機会の確保に努めます。

4. 地域貢献に向けた学習機会の提供。

生涯学習社会の構築には、町民が習得した知識・技能の成果が適切に生かされ、地域における世代間交流につなげることで明るく豊かな生活を送ることが大切です。

成人教育につきましては、まちづくりは人づくりの視点から、地域貢献・社会参加を促す機会の提供により、地域の人材育成に努めます。

高齢者教育につきましては、高齢化社会における多様な学習機会の充実を図るとともに、生きがいのある生活を送るため、経験・知識を生かせる環境づくりに努めます。

5. 青少年の健全な育成に向けた環境づくり。

健全な心身の発達の基礎を培うためには、家庭・学校・地域社会が連携することで、青少年の健やかな発達を育む、良好な環境づくりが大切です。

障害のある子供たちには、小・中・高校生と関係団体による体験活動を通じて、交流機会の提供を図るとともに、地域ボランティアの育成に努めます。

放課後の多様な体験活動と学習機会の提供のため、子供たちに安全で安心な活動拠点を確保し、地域住民との連携強化に努めます。

家庭教育につきましては、関係機関と連携し、子供との触れ合いの大切さを感じてもらうことを目的にブックスタート事業や子育て体験事業に取り組みます。

6. 芸術文化活動の振興と文化財の保存と活用。

芸術文化活動の振興には、社会教育施設それぞれの事業活動と、各種団体の活動とが相互に連携しながら裾野を広げていくことが大切です。

中央公民館につきましては、文化の高揚を目的として、社会教育関係団体と連携し、発表、鑑賞、創作機会の充実を図るとともに、効果的な事業実施に努めます。

図書館につきましては、地域の情報提供や学習活動の拠点として、環境整備の充実を図るとともに、「子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校図書館や関係施設、ボランティアとの連携により、読書普及活動の推進に努めます。

文化財や郷土の歴史継承につきましては、資料収集と文化財施設の適切な管理運営に努め、貴重な埋蔵文化財や町内文化財資料の有効活用に努めます。

7. 体力向上と健康増進のためのスポーツ活動の振興。

生涯を通してスポーツに親しみ、健康で充実した生活を送るためには、各世代のライフスタイルに合わせたスポーツ活動ができる環境づくりが大切です。

スポーツ少年団並びに関係団体に対しましては、今後とも活動支援を継続するとともに、スポーツ推進委員や体育連盟との連携により各種事業を実施し、子供たちの体力向上に努めます。

スポーツを通じた活動が、健康寿命の延伸と豊かな老後の構築につながり、安心してスポーツに親しめるよう、関係団体や指定管理者とともにスポーツの振興に努めます。

IV、結び。

以上、令和2年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げました。

余市町教育委員会としては、家庭、地域、関係機関と連携を図りながら、本町の未来を担う子供たちの健やかな成長を願い、確かな学びや豊かな心を養成し、町民一人一人が生きがいを感じながら学び続け、心豊かな人生を送ることができ生涯学習の町を目指し、教育行政の発展に全力で取り組みます。

議会議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 教育長の教育行政執行方針の説明が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第1、議案第1号 令和2年度余市町一般会計予算、日程第2、議案第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計予算、日程第3、議案第3号 令和2年度余市町国民健康保険特別会計予算、日程第4、議案第4号 令和2年度余市町後期高齢者医療特別会計予算、日程第5、議案第5号 令和2年度余市町公共下水道特別会計予算、日程第6、議案第6号 令和2年度余市町水道事業会計予算の以上6件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第1ないし日程第6を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長（須貝達哉君） ただいま一括上程されました令和2年度余市町各会計予算につきまして、初めに議案第1号 令和2年度余市町一般会計予算についてご説明申し上げます。

最初に、議案を朗読させていただきます。

議案第1号 令和2年度余市町一般会計予算。

令和2年度余市町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86億6,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月4日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

初めに、予算編成の指針となります令和2年度における国の地方財政計画の概要につきましてご説明申し上げます。通常収支分につきましては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持、再生、防災、減債対策等に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととし、地方の安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源総額について令和元年度地方財政計画の水準

を上回る額が確保されたところでございます。また、東日本大震災分につきましては、復旧復興事業及び全国防災事業について通常収支分とはそれぞれ別枠で事業費及び財源を確保することとしたところでございます。地方交付税については、幼児教育・保育の無償化や地方法人課税の偏在是正措置による歳出の増加に伴い、一般財源総額が伸びる中、総額で前年比2.5%、4,073億円増の16兆5,882億円となったところでございます。実際の収支見込みにおいては、景気の一時的な減速により原資となる国税収入の減額が見込まれることから、地方交付税の法定率分が減少となり、地方全体の財源不足額が前年度より1,183億円拡大し、4兆5,285億円となったところでございます。なお、不足する財源につきましては、これまでと同様に建設地方債の増発等によって補填措置を講じ、その結果国と地方が折半して補填すべき額は生じないこととなったところでございます。また、臨時財政対策債の発行額は前年比3.6%、1,171億円減の3兆1,398億円となったところであり、縮減幅は前年度より減少したものの、一定程度の地方財政の健全化が図られたところでございます。

次に、本町の令和2年度の予算編成結果及びその概要につきましてご説明申し上げます。令和2年度の余市町一般会計の予算規模は86億6,000万円であり、令和元年度と比較して5億5,000万円、率にして6.0%の減となっておりますが、その要因としましては町営斎場建替事業の減額や中央公民館改修整備事業の事業終了によるものでございます。

なお、令和2年度の予算要求段階では大幅な財源不足となりましたが、予算編成の過程において国の地方財政対策が示されたことや基金の繰入れなど歳入の見直し、また歳出の削減に努め、収支均衡となる予算編成となったところでございます。

次に、予算案の主な内容についてご説明申し上げます。参考資料によりご説明申し上げたいと存

じます。参考資料の3ページ、令和2年度歳入歳出款別予算額調べをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明申し上げますので、左側の歳入欄をご覧ください。予算書では11ページ、事項別明細書の歳入をご覧ください。1款町税の予算額は17億5,122万1,000円であり、前年度比1,001万8,000円、0.6%の増でございます。主な要因は、個人住民税、固定資産税等の課税標準の増によるものでございます。

2款地方譲与税の予算額は8,980万円で、前年度比480万円、5.6%の増を見込んだものでございます。森林環境譲与税を新たに当初予算に計上したものでございます。

3款利子割交付金の予算額は300万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

4款配当割交付金の予算額は300万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

5款株式等譲渡所得割交付金の予算額は300万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

6款法人事業税交付金1,000万円につきましては、本年度新たに予算計上するものでございます。6款法人事業税交付金につきましては、法人住民税、法人税割の税率引き下げに伴う減収分の補填措置として法人事業税の一部を道から市町村に交付するものでございます。

7款地方消費税交付金の予算額は4億5,000万円で、前年度比6,000万円、15.4%の増を見込んだものでございます。

8款ゴルフ場利用税交付金の予算額は80万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

9款環境性能割交付金の予算額は2,000万円で、前年度比1,650万円、471.4%の増を見込んだものでございます。

10款地方特例交付金の予算額は500万円で、前年度比160万円、24.2%の減を見込んだものでございます。

11款地方交付税の予算額は36億312万9,000円で

あり、前年度比7,475万7,000円、2.1%の増でございます。令和元年度の普通交付税の確定額を参考に、令和2年度の地方財政計画の算定を見込んで推計したものでございます。

12款交通安全対策特別交付金の予算額は350万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

13款分担金及び負担金の予算額は5,658万9,000円で、前年度比214万6,000円、3.7%の減でございます。

14款使用料及び手数料の予算額は1億6,853万6,000円で、前年度比736万1,000円、4.2%の減でございます。

15款国庫支出金の予算額は10億7,781万8,000円で、前年度比1億6,047万2,000円、17.5%の増でございます。主な要因といたしましては、橋りょう長寿命化補修事業補助金、埋蔵文化財発掘調査委託金等の増によるものでございます。

16款道支出金の予算額は6億3,177万3,000円、前年度比1,495万8,000円、2.4%の増でございます。主な要因といたしましては、子どものための教育・保育給付費負担金、国勢調査委託金等の増によるものでございます。

17款財産収入の予算額は310万4,000円で、前年度比107万5,000円、25.7%の減でございます。

18款寄附金の予算額は1万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

19款繰入金の予算額は1億7,322万9,000円で、前年度比1,913万円、9.9%の減でございます。主な要因といたしましては、財政調整基金繰入金、図書整備基金繰入金、教育施設建設整備基金繰入金、公共施設建設整備基金繰入金の減によるものでございます。

20款繰越金の予算額は100万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

21款諸収入の予算額は1億7,111万4,000円で、前年度比95万7,000円、0.6%の減でございます。

22款町債の予算額は4億3,437万7,000円で、前

年度比8億5,823万6,000円、66.4%の減でございます。そのうち交付税の振替分としての臨時財政対策債が前年度と比較して1,633万6,000円の減の1億9,857万7,000円でございます。主な減額要因といたしましては、山田団地浄化槽整備事業債や町営斎場建替事業債、中央公民館屋上防水事業債等の過疎対策事業債などの減によるものでございます。

以上が歳入予算の款別の主な状況でございます。

次に、歳出について各款ごとにご説明申し上げますので、同じページの右側をご覧くださいと存じます。予算書では12ページの歳出をご覧ください。

1款議会費の予算額は1億3,702万4,000円で、前年度と比較して852万1,000円、5.9%の減でございます。

2款総務費の予算額は9億7,669万6,000円で、前年度と比較しまして2,484万8,000円、2.6%の増でございます。主な要因といたしましては、食の都プロジェクト推進事業費、地域産業マリアージュ推進事業費などの増によるものでございます。

3款民生費の予算額は21億6,521万8,000円で、前年度と比較して1億3,680万3,000円、6.7%の増でございます。主な要因といたしましては、障害福祉サービス費等給付費、教育・保育給付費負担金、介護保険特別会計繰入金などの増によるものでございます。

4款衛生費の予算額は16億624万7,000円で、前年度と比較して8億9,017万8,000円、35.7%の減でございます。主な要因といたしましては、療養給付費負担金、バックホウ購入が増となりましたが、町営斎場建替事業、タイヤショベル購入などの減により全体として減額となっております。

5款労働費の予算額は3,277万4,000円で、前年度と比較しまして16万1,000円、0.5%の増でございます。

6 款農林水産業費の予算額は 2 億 5,939 万 3,000 円で、前年度と比較して 11 万円の増でございます。主な要因といたしましては、道営水利施設整備事業負担金などの増によるものでございます。

7 款商工費の予算額は 2 億 2,171 万円で、前年度と比較して 36 万 1,000 円、0.2%の減でございます。主な要因といたしまして、既存店舗改修支援事業補助金などの減によるものでございます。

8 款土木費の予算額は 12 億 3,554 万 7,000 円で、前年度と比較して 1 億 5,149 万 3,000 円、14.0%の増でございます。主な要因といたしまして、山田団地浄化槽整備事業が減となりましたが、橋りょう補修整備事業、除雪トラック購入、公共下水道特別会計繰出金などの増により全体として増額となっております。

9 款消防費の予算額は 5 億 1,654 万円で、前年度と比較して 1,779 万 3,000 円、3.3%の減でございます。

10 款教育費の予算額は 8 億 21 万 5,000 円で、前年度と比較して 6,038 万 6,000 円、8.2%の増でございます。主な要因といたしましては、各小学校改修整備工事や中央公民館屋上防水工事が減となりましたが、教職員住宅解体工事や埋蔵文化財発掘調査事業などの増により全体として増額となったものでございます。

11 款公債費の予算額は 7 億 363 万 6,000 円で、前年度と比較して 694 万 8,000 円、1.0%の減でございます。主な要因といたしましては、長期債償還利子の減によるものでございます。

12 款予備費の予算額は 500 万円で、前年度と同額の計上でございます。

以上が歳出の款別の主な状況でございます。

次に、予算参考資料の中の経常収支に関する調べについてご説明申し上げます。参考資料の 4 ページ、5 ページをお開きいただきたいと存じます。令和 2 年度の歳入における経常一般財源、4 ペー

ジの表の右から 2 列目、E—F 欄の下段、歳入合計 a 欄につきましては 55 億 8,605 万 3,000 円、前年度と比較して額で 1 億 6,205 万 7,000 円、率で 3.0%の増となっており、地方消費税交付金、地方交付税の増額が要因でございます。一方、下のページの表の歳出における経常一般財源、5 ページの表の右から 2 列目、下から 5 行目は 54 億 4,356 万 2,000 円であり、前年度と比較して額で 237 万 5,000 円、率で 0.1%の増となっております。増額の主な要因につきましては、人件費、補助費等、公債費が減額となっているものの、物件費、扶助費、繰出金が増額となったことによるものでございます。

これにより本来普通交付税として経常一般財源となるべき臨時財政対策債 1 億 9,857 万 7,000 円を経常一般財源に加えた経常収支比率は、表の下、欄外に記載しておりますけれども、94.1%となり、前年度と比較して 2.4 ポイント改善したものの、本町の経常収支比率は依然高比率で推移をしており、財政の硬直化も継続している状況でございます。今日の経済情勢等を踏まえた場合、歳入において普通交付税等経常一般財源の増加を見込むことは難しい状況でございますが、今後も自主財源である町税の確保に最大限の努力を払い、財政健全化に取り組んでまいります。

次に、第 2 表、債務負担行為についてご説明申し上げます。予算書の 6 ページをお開き願います。本年度設定する債務負担行為は 2 点でございます。1 点目は、令和 2 年度合併処理浄化槽水洗便所改造等資金利子補給金でありまして、期間が令和 2 年度から令和 7 年度まで、限度額を貸付額に対する利子相当額とするものであります。2 点目が令和 2 年度金融機関が貸付ける合併処理浄化槽水洗便所改造等資金に係る損失補償でございます。期間が令和 2 年度から令和 7 年度まで、限度額を貸付額に延滞金を加算した額の範囲内とするものであります。

次に、第3表、地方債についてご説明申し上げます。予算書の7ページをお開き願います。本年度の地方債につきましては13件で、限度額の合計は4億3,437万7,000円でございます。北海道総合行政情報ネットワーク衛星無線整備事業債360万円、道路ストック整備事業債680万円、山田団地浄化槽整備事業債800万円、各公園環境整備事業債1,560万円、教職員住宅解体事業債1,080万円、大浜中登線排水施設改修事業債200万円、過疎対策事業債、ハード分でバックホウ購入事業債2,000万円、農業競争力基盤強化特別対策事業債1,030万円、水産物供給基盤機能保全事業債1,010万円、橋りょう補修整備事業債5,400万円、除雪トラック購入事業債1,660万円、過疎地域自立促進特別事業債、ソフト分7,800万円、国の地方財政への対応による本来の普通交付税措置に代えて財源不足に充てるための臨時財政対策債が1億9,857万7,000円でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、前年度と同様と設定をいたしております。

以上、議案第1号 令和2年度余市町一般会計予算につきましてその概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○民生部長（前坂伸也君） 次に、同じく一括上程されました議案第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

平成12年度より開始されております介護保険制度につきましては、創設時からの各種介護サービスが町民に着実に浸透し、さらには高齢化の進展等により今後も需要は高く推移する傾向を示しております。

令和2年度余市町介護保険特別会計につきましては、第7期介護保険事業計画に基づき、居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービス等の保険給付サービスの必要量、さらには地域支援

事業において実施する介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業等の事業量を推計することにより安定した介護保険事業運営を図るとともに、被保険者が必要とする介護サービスを確保することができるよう予算計上をいたしたところであり、この結果当会計の予算総額は前年度対比1億94万4,000円増の25億11万5,000円となった次第でございます。本年度におきましても第7期介護保険事業計画のもと地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の深化、推進を念頭に、高齢者の方々が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう十分な介護サービスの確保、さらには医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活のために必要な支援を講ずることとともに、保険給付費の動向を十分に見極め、保険料を初めとする必要な財源の安定確保を図りながら、介護保険特別会計の円滑な運営に努力をいたしてまいりたいと存じます。

それでは、以下議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計予算。

令和2年度余市町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億11万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

令和2年3月4日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

初めに、予算の総体についてご説明いたします

ので、予算書の5ページ、歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

令和2年度当初予算額は、歳入歳出合計それぞれ25億11万5,000円で、前年度と比較して1億94万4,000円の増となっております。以下、各款別に主な項目の内容について歳入からご説明申し上げます。予算書の6ページと併せて予算参考資料の2ページの2、歳入歳出予算総括表の上段をご覧ください。

1款保険料、1項介護保険料の予算額は4億1,998万6,000円で、前年度と比較して1,853万円の減となっております。

次に、2款使用料及び手数料の予算額は2万円で、前年度と同額を計上しております。

次に、3款国庫支出金の予算額は6億4,053万2,000円で、前年度と比較して2,507万2,000円の増となっております。

内訳として、1項国庫負担金の予算額は4億1,309万2,000円で、前年度と比較して1,651万円の増となっております。

予算書は、次の7ページをご覧ください。2項国庫補助金の予算額は2億2,744万円で、前年度と比較して856万2,000円の増となっております。内容としましては、介護給付費に関わる調整交付金や介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、包括的支援事業、任意事業等の地域支援事業費に関わる交付金を計上いたしましたものでございます。

次に、4款支払基金交付金の予算額は6億5,301万8,000円で、前年度と比較して2,546万8,000円の増となっております。内容といたしましては、介護給付費及び地域支援事業費に関わる交付金を計上いたしましたものでございます。

5款道支出金の予算額は3億6,010万7,000円で、前年度と比較して1,489万8,000円の増となっております。

内訳として、1項道負担金の予算額は3億

3,883万2,000円で、前年度と比較して1,442万5,000円の増となっております。

予算書は、次の8ページをお開き願います。2項道補助金の予算額は2,117万5,000円で、前年度と比較して47万3,000円の増となっております。

3項道委託金の予算額は10万円で、前年度と同額を計上しております。

6款財産収入の予算額は1,000円で、前年度と同額を計上しております。

予算書は、次の9ページをご覧ください。7款繰入金の予算額は4億2,639万1,000円で、前年度と比較して5,403万6,000円の増となっております。

内訳として、1項一般会計繰入金の予算額は3億9,169万1,000円で、前年度と比較して3,443万6,000円の増となっております。

2項介護給付費準備基金繰入金の予算額は3,470万円で、前年度と比較して1,960万円の増となっております。

8款繰越金の予算額は1万円で、前年度と同額を計上しております。

予算書は、次の10ページをお開き願います。9款諸収入の予算額は5万円で、前年度と同額を計上しております。

内訳として、1項延滞金・加算金及び過料の予算額は1万円で、前年度と同額を計上しております。

2項預金利子の予算額は1万円で、前年度と同額を計上しております。

3項雑入の予算額は3万円で、前年度と同額を計上しております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。予算書は、次の11ページ、参考資料は同じ2ページの下段をご覧ください。1款総務費の予算額は3,569万8,000円で、前年度と比較して361万1,000円の増となっております。

この内訳として、1項総務管理費は、一般事務

経費分の計上でございます。

2項徴収費は、保険料の賦課徴収に伴う経費の計上でございます。

予算書は、次の12ページをお開き願います。3項介護認定審査会費は、要介護認定審査及び認定調査に関わる諸経費の計上でございます。

予算書は、次の13ページをご覧ください。2款保険給付費の予算額は23億1,611万1,000円で、前年度と比較して9,517万9,000円の増となっております。

この内訳として、1項介護サービス等諸費は、居宅介護サービス、施設介護サービス、地域密着型介護サービス等給付費の計上でございます。

2項は、介護予防サービス等給付費の計上でございます。

3項は、その他諸費として介護給付費に関わる審査支払手数料の計上でございます。

予算書は、次の14ページをお開き願います。4項高額介護サービス等費は、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の計上でございます。

5項高額医療合算介護サービス等費は、高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の計上でございます。

6項市町村特別給付費は、居宅介護及び介護予防に関わる福祉用具貸与費並びに住宅改修費の計上でございます。

予算書は、次の15ページをご覧ください。7項特定入所者介護サービス等費は、施設入所者等に関わる居住費、食費の補足給付費の計上でございます。

次に、3款地域支援事業費の予算額は1億4,680万5,000円で、前年度と比較して215万4,000円の増となっております。

この内訳として、1項介護予防・生活支援サービス事業費並びに2項一般介護予防事業費につきましては、被保険者が要支援状態、要介護状態と

なることの予防を目的に介護予防・日常生活支援総合事業として実施する各種事業に関わる事業費の計上でございます。

予算書は、次の16ページをお開き願います。3項包括的支援事業・任意事業費は、被保険者が要支援状態、要介護状態となった場合においても可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援を講ずるためのサービスの実施に関わる事業費の計上でございます。

予算書は、次の17ページをご覧ください。4項は、その他諸費として介護予防・生活支援サービス事業に関わる審査支払手数料の計上でございます。

4款諸支出金の予算額は30万円で、前年度と同額を計上しております。

5款基金積立金の予算額は1,000円で、前年度と同額を計上しております。

予算書は、次の18ページをお開き願います。6款公債費の予算額は20万円で、前年度と同額を計上しております。

7款予備費の予算額は100万円で、前年度と同額を計上しております。

以上、議案第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算参考資料にはただいまご説明いたしました歳入歳出予算総括表のほか、科目別予算額伸長状況及び介護保険料賦課状況並びに保険給付費算出表等を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、一括上程されました議案第3号 令和2年度余市町国民健康保険特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和2年度余市町国民健康保険特別会計につきましては、総体で前年度と比較して1億6,000万円を増額した予算計上をいたしましたところでござい

す。平成30年度から始まりました新たな国民健康保険制度においては、都道府県が市町村とともに国保の運営を担い、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などに中心的な役割を担うこととなり、本町におきましても道と一体となって事務の広域化や効率化を図りながら、適正な財源確保と単年度収支均衡を念頭に置き、健全な財政運営に努める所存でございます。

それでは、以下議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 令和2年度余市町国民健康保険特別会計予算。

令和2年度余市町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億7,900万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

令和2年3月4日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

初めに、予算の総体についてご説明申し上げますので、予算書の5ページ及び6ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

令和2年度の当初予算額は、歳入歳出それぞれ27億7,900万円で、前年度当初予算と比較して1億6,000万円の増となっております。前年度当初予算と比較し主な増減でございますが、歳入におきましては国民健康保険税について被保険数が減少傾向となっておりますが、1人当たりの所得の伸びを見込み増を、歳出につきましては保険給付費において直近の給付実績が増加傾向となっていることによる増を、国民健康保険事業費納付金によ

る増など必要予算額を計上したものでございます。

以下、各款別に主な項、目の内容について説明させていただきますが、令和2年度は退職医療制度の該当者が原則なくなることから、北海道の指導に基づき歳入歳出について目の名称を一部整理してございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。予算書の7ページと併せて参考資料の2ページの2、歳入歳出予算総括表の上段をご覧ください。

1款国民健康保険税の予算額は4億5,352万2,000円で、前年度と比較して1,893万3,000円の増となっております。

次に、予算書の8ページをお開き願います。2款一部負担金の予算額は2,000円で、前年度と同額を計上しております。

3款使用料及び手数料の予算額は40万円で、前年度と同額を計上しております。

4款道支出金の予算額は21億1,934万2,000円で、前年度と比較して1億3,978万7,000円の増となっております。

5款繰入金の予算額は2億523万9,000円で、前年度と比較して128万円の増となっており、財政安定化支援分、出産育児一時金、事務費のほか、保険基盤安定繰入金、低所得者の保険税軽減分に対しての一般会計からの繰入金でございます。

予算書の9ページをご覧ください。6款諸収入の予算額は49万5,000円で、前年度と同額を計上しております。

次に、歳出をご説明申し上げます。予算書は10ページから11ページ、参考資料は同じ2ページの下段をご覧ください。1款総務費の予算額は4,391万3,000円で、前年度と比較して2,058万4,000円の増でございます。

予算書の12ページをお開き願います。2款保険給付費の予算額は20億7,376万2,000円で、前年度と比較して1億1,218万5,000円の増でございます。

す。

3 款国民健康保険事業費納付金の予算額は 6 億 3,967 万 6,000 円で、前年度と比較して 2,573 万 6,000 円の増でございます。

4 款共同事業拠出金の予算額は 1,000 円で、前年度と同額を計上しております。

予算書の 13 ページをご覧ください。5 款財政安定化基金拠出金につきましては、北海道が北海道胆振東部地震により被災した 3 町に対し、同基金より保険税不足分を交付したものを道拠出金交付事業事務取扱により国、道、市町村にて拠出することから本町の割当て分といたしまして予算額 2,000 円を計上したものでございます。

6 款保健事業費の予算額は 1,764 万 6,000 円で、前年度と比較して 149 万 3,000 円の増でございます。

予算書の 14 ページをお開き願います。7 款公債費の予算額は 100 万円で、前年度と同額を計上しております。

8 款諸支出金の予算額は 200 万円で、前年度と同額を計上しております。

9 款予備費の予算額は 100 万円で、前年度と同額を計上しております。

以上、議案第 3 号 令和 2 年度余市町国民健康保険特別会計予算の概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料にはただいまご説明いたしました歳入歳出予算総括表のほか、保険税課税状況並びに各予算の算出基礎等を記載しておりますので、後ほどご高覧をいただきたいと存じます。

続きまして、一括上程されました議案第 4 号 令和 2 年度余市町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和 2 年度余市町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、総体で前年度対比 1,139 万 9,000 円を増額した予算を計上いたしましたところで

ございます。平成 20 年度より 75 歳以上の高齢者の方々を対象に新たな医療保険制度として都道府県単位の広域連合組織により運営され、構成町村として義務づけされております保険料の徴収等、必要な予算計上を行ったものでございます。

それでは、以下議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第 4 号 令和 2 年度余市町後期高齢者医療特別会計予算。

令和 2 年度余市町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 2,739 万 9,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 3 月 4 日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

初めに、予算の総体についてご説明申し上げますので、予算書の 5 ページ及び 6 ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

令和 2 年度の当初予算額は、歳入歳出それぞれ 3 億 2,739 万 9,000 円で、前年度当初予算と比較して 1,139 万 9,000 円の増となっております。

以下、各款別に主な項、目の内容について歳入からご説明申し上げます。予算書の 7 ページから、併せて参考資料は 1 ページの 1、歳入歳出予算総括表をご覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料の予算額は 2 億 2,377 万 1,000 円で、前年度と比較して 637 万 9,000 円の増となっております。

2 款使用料及び手数料の予算額は 2 万 1,000 円で、前年度と同額の計上でございます。

3 款繰入金の予算額は 1 億 299 万 6,000 円で、前年度と比較して 502 万円の増でございます。内容につきましては、本特別会計で使用する一般管理費等事務費に関わる繰り入れと広域連合が担う医療

費等給付事務費に関わる繰入れ、さらに低所得者等に対する保険料軽減分の道負担分4分の3と町負担分4分の1を合わせて保険基盤安定繰入金として計上しております。

予算書の8ページをお開き願います。4款繰越金の予算額は1,000円で、前年度と同額を計上しております。

予算書の8ページから9ページをご覧願います。5款諸収入の予算額は61万円で、前年度と同額を計上しております。

次に、歳出をご説明申し上げます。予算書の10ページ、参考資料は同じ1ページ下段をご覧願います。1款総務費の予算額は379万8,000円で、前年度と比較して65万5,000円の増でございます。

1項総務管理費の予算額は70万2,000円で、前年度と比較して7万3,000円の増でございます。

2項徴収費の予算額は309万6,000円で、前年度と比較して58万2,000円の増でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金の予算額は3億2,299万1,000円で、前年度と比較して1,074万4,000円の増となっております。内容につきましては、広域連合が担う医療費等給付事務費に関わる負担金、保険料と保険料軽減分の保険基盤安定繰入金とを合算し、保険料等負担金として計上したものでございます。

予算書の11ページをご覧願います。3款諸支出金の予算額は60万円で、前年度と同額を計上しております。

4款予備費の予算額は1万円で、前年度と同額を計上しております。

以上、議案第4号 令和2年度余市町後期高齢者医療特別会計予算の概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算参考資料にはただいまご説明いたしました歳入歳出予算総括表のほか、保険料賦課状況、被保険者の状況、医療費等の自己負担につい

て記載しておりますので、後ほどご高覧いただきたいと思います。

○議長（中井寿夫君） ただいま一括議題の議案6件の提案説明中ではありますが、昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一括議題となっております議案第5号ないし議案第6号について提案理由の説明を求めます。

○建設水道部長（山本金五君） 一括上程されました議案第5号 令和2年度余市町公共下水道特別会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

最初に、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 令和2年度余市町公共下水道特別会計予算。

令和2年度余市町の公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億7,387万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

令和2年3月4日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

本年度の予算の概要につきましては、その主な事業といたしまして処理場整備事業として計測設備の更新工事を行い、管渠整備事業につきましては汚水管渠140メートルの整備を実施するものでございます。また、余市町公共下水道事業計画における全体計画の見直しと事業計画の変更を行うとともに、下水道広域化推進総合事業に着手いたすものでございます。施設の維持管理に当たりましては、効率的な運営が図られるよう予算措置を行ったところでございます。

この結果、本年度の予算総額は10億7,387万円となり、前年度当初予算に比較しまして1億9,156万8,000円の減、率にしまして15.1%の減となった次第でございます。

初めに、予算総体をご説明申し上げますので、予算書7ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお開き願います。併せまして参考資料1ページ、歳入歳出予算総括表をご覧ください。

歳入につきましてご説明申し上げます。1款分担金及び負担金、本年度予算額154万2,000円、前年度と比較しまして3万6,000円、2.4%の増となっております。

2款使用料及び手数料、本年度予算額2億6,307万8,000円、前年度と比較しまして108万5,000円、0.4%の減となっております。

3款国庫支出金、本年度予算額5,950万円、前年度と比較しまして6,790万円、53.3%の減となっております。

4款財産収入、本年度予算額1万3,000円、前年度同額でございます。

5款繰入金、本年度予算額4億4,202万5,000円、前年度と比較しまして698万1,000円、1.6%の増と

なっております。

6款繰越金、本年度予算額1万円、前年度同額でございます。

7款諸収入、本年度予算額2,000円、前年度同額でございます。

8款町債、本年度予算額3億770万円、前年度と比較しまして1億2,960万円、29.6%の減となっております。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。予算書の8ページをお開き願います。1款総務費、本年度予算額6,562万1,000円、前年度と比較しまして313万9,000円、4.6%の減となっております。

2款事業費、本年度予算額3億1,700万円、前年度と比較しまして1億5,330万2,000円、32.6%の減となっております。

3款公債費、本年度予算額6億9,118万9,000円、前年度と比較しまして3,512万7,000円、4.8%の減となっております。

4款予備費、本年度予算額6万円、前年度同額でございます。

次に、主な款項の内容につきまして歳入からご説明申し上げます。予算書9ページをお開き願います。1款分担金及び負担金、1項負担金154万2,000円につきましては、令和元年度までに供用開始した区域と令和2年度供用開始予定区域に係る受益者負担金の見込み計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料のうち1目下水道使用料2億6,297万4,000円につきましては、前年度の収入見込みと本年度水洗化戸数を勘案し、下水道使用料を計上したものでございます。

10ページをお開き願います。3款国庫支出金、1項国庫補助金5,950万円につきましては、管渠整備事業及び下水処理場整備事業並びにし尿等受入施設整備事業に係る国庫補助金の計上でございます。

4款財産収入、1項財産運用収入3,000円につき

ましては、基金より生じる利子の計上でございます。

11ページ上段でございます。5款繰入金、1項一般会計繰入金3億4,388万1,000円につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

5款繰入金、2項公共下水道事業基金繰入金9,814万4,000円につきましては、公共下水道事業基金からの繰入金の計上でございます。

12ページをお開き願います。中段でございます。8款町債、1項町債3億770万円、一般起債のほかの計上でございます。

歳出につきましてご説明申し上げます。次のページ、13ページでございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費6,315万3,000円につきましては、人件費のほか下水道使用料徴収事務委託料等の計上でございます。

14ページをお開き願います。中段でございます。2目財産管理費246万8,000円につきましては、保険料、下水道台帳作成委託料等の計上でございます。

2款事業費、1項公共下水道事業費、1目建設事業費1億4,725万3,000円につきましては、事業に要します人件費のほか、事業計画変更委託料、工事に係る実施設計委託料、管渠建設並びに処理場建設の更新事業費等の計上でございます。

15ページ下段でございます。2目施設管理費1億4,524万7,000円につきましては、下水処理場及び中継ポンプ場等の施設維持管理費の計上でございます。

16ページをお開き願います。下段でございます。3目広域化共同化事務費2,450万円につきましては、令和2年度を初年度として着手いたします広域化共同化事業に係るし尿等受入施設実施設計委託料の計上でございます。

3款公債費、1項公債費、1目元金5億8,359万7,000円、2目利子1億759万2,000円につきましては、借入れ本数117本、未償還額74億9,194万

2,000円に係る元利償還金と一時借入金利子の計上でございます。

次に、第2表、債務負担行為につきましてご説明申し上げますので、3ページにお戻り願います。第2表、債務負担行為につきましては、水洗便所改造等資金について、貸付け機関に対しての利子負担と債務不履行の際の損失補償を行っており、貸付金の返済期間に合わせまして設定いたしてございます。

下段の第3表、地方債につきましてご説明申し上げます。第3表、地方債、起債の目的、公共下水道事業債、限度額3億770万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては前年度と同様の設定でございます。

以上、議案第5号につきましてその提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、一括上程されました議案第6号 令和2年度余市町水道事業会計予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

令和2年度予算につきまして、収益的収入及び支出のうち、収入につきましては令和元年度に実施しました高度浄水処理施設の膜交換に係る修繕引当金戻入の減などにより収益全体としては減収となったものの、営業収益はほぼ前年度同程度を計上いたしてございます。支出につきましては、人件費について新たな制度としての会計年度任用職員に係る報酬等を計上いたしてございますが、人件費総額としては微増であり、収益的収支全体としては膜交換に係る修繕費の減などにより減となったものの、単年度収支としましては約3,100万円の損失が見込まれるところでございます。

資本的収入及び支出につきましては、その主な建設事業といたしまして、昨年に引き続き重要施設への管路の耐震化、さらには高規格道路関連や橋梁架け替えに伴う添架管の布設替え事業を実施してまいります。資本的収入につきましては、旧

簡易水道に係る企業債償還に対する一般会計からの出資金のほか、道補助金、工事負担金、さらには企業債を計上し、収支不足につきましては損益勘定留保資金で補填するものでございます。

令和2年度の予算の執行に当たりましては、水道の基本責務でございます安全、安心な水の安定供給を図るため創意工夫を重ねながら最大限の企業努力を図ってまいりたいと考えてございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 令和2年度余市町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和2年度余市町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数8,708戸。
- (2) 年間総配水量214万639立方メートル。
- (3) 1日平均配水量5,865立方メートル。
- (4) 主要な建設改良事業。

(ア) 配水管整備事業2億7,200万円につきましては、令和元年度に引き続き実施する重要給水施設配水管布設工事のほか、老朽管、配水管の布設替え、橋梁架け替えに伴う配水管移設工事等でございます。

(イ) 量水器設置工事1,973万5,000円につきましては、計量法に基づく量水器の更新と新設用の量水器に係る費用でございます。

(ウ) 水道施設整備事業1,200万円につきましては、水道施設台帳システムを整備いたすものでございます。

2ページをお開き願います。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益6億7,524万7,000円、第1項営業収益5億4,273万3,000円につきまして

は、給水収益5億2,369万6,000円、その他の営業収益1,903万7,000円でございます。

第2項営業外収益1億3,251万4,000円につきましては、受取利息5万円、一般会計からの補助金5,879万8,000円、長期前受金戻入6,858万4,000円、引当金戻入498万2,000円、雑収益10万円でございます。

支出、第1款水道事業費用6億8,475万8,000円、第1項営業費用5億8,130万9,000円につきましては、原水及び浄水費1億3,522万5,000円、配水及び給水費6,971万1,000円、総係費6,253万2,000円、減価償却費3億1,381万6,000円、資産減耗費2万5,000円でございます。

第2項営業外費用1億234万9,000円につきましては、支払利息8,822万8,000円、消費税及び地方消費税1,412万1,000円でございます。

第3項特別損失100万円につきましては、過年度損益修正損でございます。

第4項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,751万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億2,755万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,197万2,000円及び当年度分損益勘定留保資金2,798万8,000円で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入3億7,592万7,000円、第1項出資金2,114万7,000円につきましては、旧簡易水道に係る企業債の元利償還に対する一般会計からの出資金でございます。

第2項国道補助金3,538万円につきましては、重要給水施設配水管布設工事に係る道補助金でございます。

第3項工事負担金2,720万円につきましては、橋梁架け替え並びに高規格道路に係る配水管移設のほか、消火栓等に係る負担金でございます。

第4項企業債2億9,220万円につきましては、水道事業債でございます。内訳につきましては、第6条でご説明申し上げます。

支出、第1款資本的支出6億5,344万6,000円、第1項建設改良費3億2,173万8,000円につきましては、営業設備費1,973万5,000円、配水設備改良費2億9,000万3,000円、水道設備整備費1,200万円でございます。

第2項企業債償還金3億3,170万8,000円につきましては、財務省財政融資資金のほか、企業債元金償還額でございます。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業、限度額2億1,020万円、起債の目的、水道設備整備事業、限度額1,200万円、起債の目的、資本費平準化債、限度額7,000万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法、償還期限、据置期間を含め40年以内とし借入先が定める償還方法による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。その他、起債の借入については、借入先の融資条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4億円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1億2,253万5,000円。

(2) 交際費1万円。

(他会計からの補助金)

第8条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,879万8,000円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,000万円と定める。

令和2年3月4日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

以上、議案第6号 令和2年度余市町水道事業会計予算につきましてその概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

○議長(中井寿夫君) お諮りいたします。

会議規則第9条第1項の規定に基づき、7日から8日までの2日間は休会といたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、7日から8日までの2日間休会とすることに決しました。

○議長(中井寿夫君) お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、9日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 1時20分

上記会議録は、枝村書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 15番 中 谷 栄 利

余市町議会議員 16番 山 本 正 行

余市町議会議員 18番 岸 本 好 且